

# 答 申 書

平成30年1月

千葉市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成29年12月27日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の給与改定の状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

## 1 改定の必要性

本審議会は、次により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

一般職の給料表改定率については、前回改定（平成27年度）後から今年度までの累積は△2.389%であるが、これは、平成27年度から平成28年度にかけて、国が本市内に勤務する国家公務員の地域手当の支給割合を段階的に引き上げたことに伴い、本市も国と同様に段階的に地域手当の支給割合を引き上げたことが影響していると考えられる。

仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定し、給料の改定により公民給与を均衡させたとした場合の給料表改定率の前回改定後から今年度までの累積は1.314%となり、この改定率を適用することが一般職の給与改定の状況に即して適当であると考えられる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、今後も同様とすることが、市民の納得性を高めることにつながるものと考えられ、現時点において一般職の給料表改定率の累積が一定程度の率となっている以上、見直しを行うことが適当である。

## 2 改定額及び改定時期

- ・ 市長及び副市長の給料の額については、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の給与改定の状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。
  - ・ 今回についても、前回改正後から今年度までの一般職の給料表の累積改定率（平成27年度及び平成28年度においては、仮に地域手当の支給割合の上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率）については、これまでと同様に考慮すべきである。
  - ・ 市長及び副市長の給料の額は、これらの点を踏まえて決定していくことが適当である。
  - ・ また、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況をよりの確に反映させるため、千円単位で改定することが適当である。
  - ・ なお、改定の時期については、一般職の給与改定が既に実施されている状況等を勘案すると、速やかに行うことが適当である。
- 以上のことから、次のとおりとすることを決定した。

### (1) 改定額

市長	給料月額	1, 317, 000円
副市長	給料月額	1, 064, 000円

### (2) 改定時期

平成30年4月1日からとする。

## 3 審議経過及び付帯意見

# 千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	大 澤	克之助
副会長	大 島	有紀子
委 員	秋 元	正 行
委 員	大 槻	勝 三
委 員	河 合	謹 爾
委 員	熊 谷	正 喜
委 員	清 水	馨
委 員	鈴 木	浩 之
委 員	仙 波	慶 子
委 員	中曾根	玲 子